記入要領/県外業者用

令和９・10 年度四国中央市建設工事入札参加資格審査申請書
（県外業者）記入要領

○ 記入にかかる一般的留意事項

（1）この申請書の記入時点は、特に定めのある場合を除いて申請日現在で記入してください。

（2）この申請書に手書きで記入する場合は、インク又はボールペンで記入してください。

（3）数字は、アラビア数字（0、1、2、3）を用い、記入事項をあらかじめ印刷してあるものについては該当項目を○印で囲んでください。

（4）年号の大正はＴ、昭和はＳ、平成はＨ、令和はＲを用いて記入してください。

（5）添付書類に、申請内容の確認に必要のない個人番号、基礎年金番号、健康保険の被保険者等記号・番号、保険者番号その他の個人情報が記載されている場合は、当該箇所をマスキング（黒塗り）してください。

1　申請書表紙

（1）「申請事務担当者」欄には、申請書の内容に係る問い合わせに対応できる担当者を記入してください。

（2）「申請要件確認」欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。申請を行うためには、全ての項目にチェックが入っていることが必要です。

（参考）

○地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務

の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○愛媛県内にある建設業の許可を受けた支店、営業所等を入札・契約等に係る権限を有する「受任先」とした場合は、県内業者として取り扱いますので、「県内業者用」の申請書を使用してください。

2　申請書様式　県外【その１】

(1)「権限を委任する支店・営業所等」は、委任状を提出し、入札・契約等にかかる権限を委任する支店・営業所等について記入してください。

(2)「営業年数」、「資本金」、「自己資本の額」欄は、直近の経営事項審査の総合評定値通知書の内容を転記してください。

(3)「職員数」欄は、直近の経営事項審査の審査基準日における人数を記入してください。

(4)「労働福祉の状況」欄のうち、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入状況は、申請日における加入状況について該当するものを○で囲んでください。
申請を行うためには、全て「有」又は「適用除外」になっていることが必要です。

■ 添付書類

※添付する直近の経営事項審査の総合評定値通知書の「その他の審査項目」の該当箇所に「有」又は「除外」の表示がある場合は下記の該当する書類の提出は**不要**です。

「無」となっているが、その後当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は以下の書類を提出してください。

①雇用保険の加入に関する書類

（ⅰ）雇用保険料納入証明書

（ⅱ）労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書

②健康保険の加入に関する書類

（ⅰ）社会保険料納入証明書

（ⅱ）保険料納付領収証書

※健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、国保組合の加入証明書、健康保険の適用除外承認書など加入を証明

する書類を添付してください。
③厚生年金保険の加入に関する書類
（ｉ）社会保険料納入証明書
（ⅱ）保険料納付領収証書

(5)「建設業の許可業種のうち受注希望業種」欄は、経審受審業種のうち、~~当市~~四国中央市からの受注を希望する業種のみ（建設業許可 29 業種から選択）を、直近の経営事項審査の総合評定値通知書の掲載順に記入してください。行が不足する場合は行を追加してください。（※受任先を設定している場合は、当該受任先で施工可能な業種に限ります。）

「経審総合評定値（P)」欄、「直前２又は３箇年の年間平均完成工事高」欄も、直近の経営事項審査の総合評定値通知書の「総合評定値」、「完成工事高」を転記してください。

3 申請書様式　県外【その２】

(1) 四国中央市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列の企業（親・子会社又は親を同じくする子会社同士）があれば(1)、(2)又は(3)に記入してください。

申請者の役員のうち(1)、(2)又は(3)に記入した企業の役員を兼任している場合は(4)に記入してください。

なお、ここで記入する系列企業（親子会社）とは、議決権のうち40%以上を親会社の計算（他人名義も含む）において所有しているものをいいます。

(2)「監督処分及び入札参加資格停止措置の状況」は、令和６年 12 月１日から令和８年 11 月 30 日までに入札参加資格停止措置又は建設業法に基づく監督処分（四国中央市以外の処分等を含む。）を受けた場合、その内容を記入してください。該当がない場合は「該当なし」と記入してください。

なお、「処分等の内容・期間」及び「処分等の理由」は簡潔に記入してください。

(3)「電子入札システム登録状況」は、申請日現在の電子入札用ＩＣカードの保有状況及び自治体（四国中央市以外も含む）の電子入札システムへの利用登録状況について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

※ 令和８年度現在、四国中央市では電子入札の登録を一部に限定しています。